

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………一

告示

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………二

○土地区画整理事業の事業計画の変更……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………三

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………五

告示（選）

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体（二件）…………………………六

公告

○優良映画等の推奨……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………七

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………七

規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）」を「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）」に改め、同条第二項中「控除を受けた者」を「者」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第二号中「規定する控除」の下に「を受けた者（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。）」を加え、「寡婦又は寡夫」を「者」に、「当該寡婦」を「その者」に

改め、「規定する寡婦」の下に「(同項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。」を加え、同項第四号中「規定する控除」の下に「を受けた者」を加える。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の東京都児童育成手当に関する条例施行規則第四条の規定は、平成三十年六月以後の月の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第千三十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十年七月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の 調布都市計画道路事業三・四・二十

種類及び名称 一号つつじヶ丘南口線
三 事業施行期間 平成三十年七月十八日から平成三十七年三月三十一日まで
四 事業地 調布市東つつじヶ丘二丁目及び西つつじヶ丘四丁目各地内
収用の部分
使用の部分
なし

●東京都告示第千三十二号
東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月十八日

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成六年七月十一日
- 四 変更の年月日 平成三十年七月十八日

●東京都告示第千三十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年七月十八日

東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

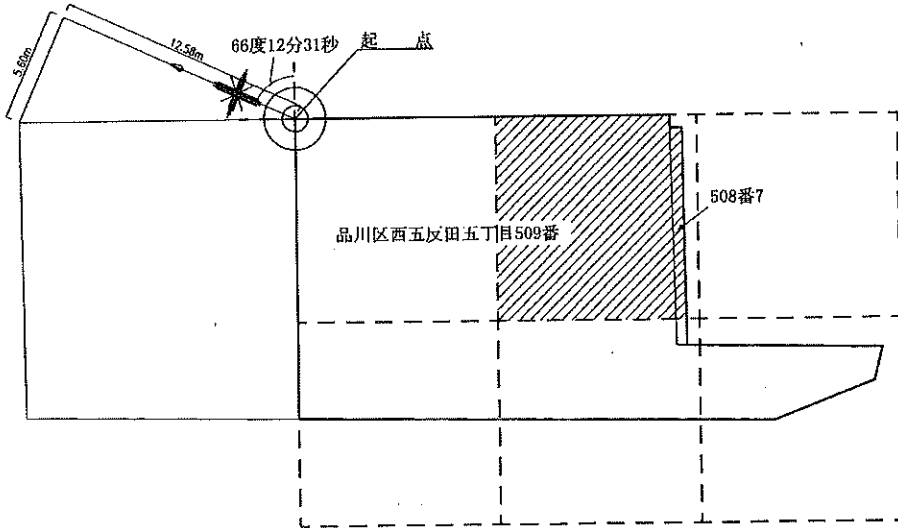
指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年六月十九日	小金井市中町一丁目千三百七十一番八の一角及び同番二十一	延長 二一・三八 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千三十四号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月十八日

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西五反田五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



(凡例)

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、品川区西五反田五丁目509番の最北端から東へ5.60m、更に南へ12.58mの地点とする。

(格子の回転角度(66度12分31秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。